

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

「泗水の里」清流再生計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

四日市市

3．地域再生計画の区域

四日市市の全域

4．地域再生計画の目標

四日市市は三重県北部に位置し、人口 309,648 人(平成 17 年 4 月 1 日現在)、面積 205.16 平方キロメートルで、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を臨む風光豊かな自然と良質の地下水に恵まれ、水質がよく水量の豊かな 4 つの井戸あったことからかつては「泗水の里」と呼ばれていました。昭和 30 年代からは臨海部にわが国有数の石油化学コンビナートが形成されたのを契機に人口が増加し、内陸の丘陵部では開発による宅地化が進んでいきました。また、近年の生活様式の多様化による家庭からの排水量の増加等にもともない、住宅密集地区内の排水路や中小河川の水質汚濁、農業用水や公共用水域に及ぼす影響が懸念されるとともに、本市の水道水源の多くを市内 3 河川(朝明川、三滝川、内部川)の伏流水より取水しているため、一層の河川の水質保全が必要とされています。

このような状況の中、本市では快適で衛生的な生活環境を創造し、豊かな自然環境を保全するため、昭和 29 年度からは主に市街化区域内の一部で公共下水道事業を着手し、昭和 52 年度からは農村地域で農業集落排水事業を、昭和 63 年度からは公共下水道事業未認可区域及び公共下水道の整備が相当見込まれない認可区域において浄化槽設置整備事業(個人設置型)を、平成 7 年度からは小牧地区で平成 9 年度からは神前地区においてコミュニティプラント事業を展開し、生活排水対策を進めてきました。その結果、平成 16 年度末の汚水処理人口普及率は 72.2%となりましたが、依然全国平均より低い状況にあるため、今後も公共下水道の整備、農業集落排水事業及び浄化槽の設置の促進等を効率的に計画し、より一層の生活環境の改善とともに水路及び河川等の公共用水域の水質改善を図っていきます。

また、公共下水道事業未認可区域における単独処理浄化槽・汲取りトイレから合併処理浄化槽への転換促進を図るための普及促進加算補助制度並びに公共下水道等へのつなぎ替え工事費用の融資あっせん及び利子助成により、水洗化促進のための支援を行っています。そして、これらの市民生活の環境整備とともに必要となる市民の環境に対する意識の向上のために、環境学習センターを中心とした啓発活動等を行うとともに、平成

17年7月からは水道水源を末永く大切にしていきたいという願いを込めペットボトル入り飲料水「泗水の里」の販売を始めました。さらに、市の環境保全施策のチェック機関として環境保全審議会を設置し、市内の各河川の清流を再生させながら豊かな環境が実感できるまちづくりを推進します。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

(四日市市全体の汚水処理人口普及率を72.2%から79.9%に向上させる)

(目標2) 市内3河川の水質保全

(年12回計測しているBOD計測最大値を2.4mg/lから2.2mg/lにする)

(目標3) 環境学習事業(水生生物調査・地域環境リーダー養成講座等)の参加者の増加

(参加者数を1,686人から1,850人に増加させる)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

市街化区域を中心とした下水道事業認可区域については公共下水道の整備を効率的に行い、公共下水道事業未認可区域、公共下水道が相当先でない整備されない認可区域(生活排水対策重点地域)及び農業集落排水事業の予定のない区域については浄化槽設置整備事業(個人設置型)を促進し、公衆衛生の向上とともに、水路及び河川等の公共用水域の水質改善を図り、快適で住みよい市「四日市」を目指します。

また、普及促進加算補助事業により、公共下水道事業未認可区域における単独処理浄化槽・汲取りトイレから合併処理浄化槽への転換に対し、上乘せ補助を行うことで、合併処理浄化槽への転換を促進し、環境負荷量の軽減を図ります。

さらに、環境学習センターを中心とした市民への環境教育、啓発活動及び身近な自然環境を体験できる行事等を行うことにより、市民の環境に対する意識の向上を図る働きかけをしていきます。

5-2 法第4章の特別措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・公共下水道・・・・・・・・平成17年2月に事業認可

〔事業主体〕

いずれも四日市市

〔施設の種類〕

公共下水道、浄化槽（個人設置型）

〔事業区域〕

公共下水道 四日市市楠地区

浄化槽（個人設置型） 四日市市のうち公共下水道既整備区域、農業集落排水事業区域、コミュニティプラント事業区域及び団地集中浄化槽区域を除く区域

〔事業期間〕

公共下水道 平成 18 年度～19 年度

浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度～21 年度

〔整備量〕

公共下水道

	管路延長（m）	整備面積（ha）
150～ 300	21,400	66.6

浄化槽（個人設置型）

（単位：基）

	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	計
H17	160	209	11	380
H18	150	250	25	425
H19	150	250	25	425
H20	150	250	25	425
H21	150	250	25	425
総計	760	1,209	111	2,080

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 楠地区で 2,637 人、浄化槽（個人設置型） 上記事業区域で 5,618 人

〔事業費〕

公共下水道	事業費	1,623,800 千円（うち、交付金 811,900 千円）
	単独事業費	412,100 千円
浄化槽（個人設置型）	事業費	756,120 千円（うち、交付金 252,040 千円）
合計	事業費	2,379,920 千円（うち、交付金 1,063,940 千円）
	単独事業費	412,100 千円

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用し、汚水処理施設の整備を行うほか、豊かな環境が実感できるまちづくりのため、以下の事業を行います。

(1)水洗化普及の促進

- ・ 普及促進加算補助事業（汲取りトイレ又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ切り替える場合の上乗せ補助）
- ・ 農業集落排水事業
- ・ 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成制度（公共下水道・コミュニティプラント）
- ・ 下水道工事等についての無料相談会

(2)市民の環境保全意識の向上

- ・ 環境学習センターを中心とした市民への環境教育・啓発の取り組み（水生生物調査・地域環境リーダーの養成講座等）
- ・ 下水道普及促進ポスターコンクールの開催

(3)ペットボトル入り飲料水「泗水の里」の販売

(4)環境保全施策のチェック

- ・ 本市の良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議する四日市市環境保全審議会の設置

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし四日市市が状況を調査、評価し、公表します。また、必要に応じて事業の見直しを図るために関係課と事業の進捗状況、効果などについて検討を行います。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし